

ブロードバンドサービスに関する ユニバーサルサービス制度における コスト算定等に関する研究会（第11回）

事業者ヒアリング資料

2024年9月6日

アルテリア・ネットワークス株式会社

最終提供事業者の報告回線数に基づく負担額の算定について

9月4日研究会資料2 P.13 (要旨)

- 最終提供事業者が集合住宅内の回線数（利用戸数）を総務省に報告し、その報告値を基に負担事業者が負担すべき額を算定する。
- 接続や卸提供の場合における負担対象を整理いただき、感謝申し上げます。
- 一方、電話のユニバーサルサービスにおいては、番号指定事業者（上流）の報告に基づいて負担額が算定されるどころ、BBのユニバーサルサービスにおいては、最終提供事業者（下流）の報告に基づき算定する案となっており、電話の場合とは大きく異なる運用形態となるものと想定します。
- 当社としましては最終提供事業者の回線数（利用戸数）情報に基づき、負担額を算定するのではなく、負担事業者である**端末系伝送路設備を設置する事業者が把握できている情報により算定**することが妥当であると考えております。
（端末系伝送路設備と集合住宅内設備を設置する事業者が異なる場合においては、利用戸数に基づくのではなく、集合住宅への引込回線数に基づき算定すべき）

全戸一括契約における負担について

9月4日研究会資料2 P.13注釈（要旨）

- 全戸一括契約の場合において、提供回線数（利用戸数）を把握できない場合は、最大戸数を報告することとする
- 全戸一括契約の場合において、最大戸数を算定の単位とすることについては、以下の観点から合理性を欠く面があると考えております。
 - ・ 未入居の住戸や他事業者のサービスを利用する住戸も負担対象としてカウントされ、負担の転嫁を適正に実施した場合、実際の利用者は通常の負担単価以上の負担を強いられることとなり、**不公平となる仕組み**であること
 - ・ 全戸一括契約は、入居者との個別契約の集合体という性質の契約ではなく、集合住宅単位で建物のオーナー、デベロッパまたは管理組合といった法人格を相手方とした契約であり、いわゆる**法人向けサービスの契約と同等**と捉えられること（各入居者は、法人向けサービスでいう従業員と同じ）
- BBユニバーサルサービスの負担を適正に行うための（利用者への適正な転嫁を想定した）制度設計の検討を改めてお願い致します。

つながる地球に、新しい鼓動を。

ARTERIA

本資料にはアルテリア・ネットワークス株式会社（以下当社）が保有する機密情報が含まれています。

本資料に含まれる全てのコンテンツの著作権およびその他の権利は当社または当社に権利を許諾した権利者に帰属します。

当社または権利者の許諾を得ず、本資料を複製・転用・目的外利用することは固く禁じます。